

(証券コード 9979)

平成24年11月12日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号  
(本社事務所 東京都品川区南大井六丁目28番12号)

**株 式 会 社 大 庄**

代表取締役社長 平 辰

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年11月26日（月曜日）午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年11月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
ホテルラフォーレ東京 地下1階 御殿山ホール  
〔末尾に記載の「第41回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。〕
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第41期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第41期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

##### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- (お願い) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかな景気回復傾向を辿りましたが、欧州の財政・金融危機による世界経済の減速懸念や長期化する円高に加えて、新たに電力供給問題やエネルギーコストの上昇懸念なども加わり、不透明な状況の下で推移いたしました。

外食業界におきましては、消費マインドの改善に伴い個人消費は持ち直す一方で、節約志向は相変わらず続いており、デフレを背景とした低価格競争や顧客獲得に向けた企業間競争が激化するなど、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、当社グループは、平成23年9月1日付で飲食事業を営む100%子会社である株式会社イズ・プランニングおよび株式会社寿司岩を当社に吸収合併いたしました。このグループ店舗網の集約化により、グループ店舗組織体制を刷新するとともに、間接部門を中心とした大幅なコスト削減を図りました。一方、店舗展開においては、新規出店を3店舗、店舗改装（業態転換を含む）を19店舗、店舗閉鎖を17店舗で行いました。

これにより、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ14店舗減少の649店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や221店舗、日本海庄や115店舗、うたうんだ村74店舗、やるき茶屋69店舗、築地日本海24店舗、築地寿司岩22店舗、その他業態124店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は219店舗となっております。

以上の結果、連結売上高は、前年同期に比べ1.5%減少の78,014百万円となりました。

一方、利益面につきましては、既存店売上高の好調に加えて、前期に行った大規模なリストラクチャリングによる収益改善や子会社吸収合併によるコスト削減効果等もあって、前年同期に比べて大幅改善となり、営業利益は2,230百万円（前年同期は営業損失605百万円）、経常利益は2,059百万円（前年同期は経常損失814百万円）となりました。

また、前年同期に計上した資産除去債務に係る特別損失がなくなったこと等により、当期純利益は884百万円（前年同期は当期純損失3,395百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

「飲食事業における収益力の早期回復」を最重点経営課題として認識し、既存店舗対策の強化、昼営業や宴会営業の強化、店舗オペレーション体制やワークスケジュール管理の強化、教育研修システムの充実などに取り組みました。

既存店売上高は昨年6月以来、13か月連続で前年同月比を上回った結果となり、また、3月が131%と大幅回復したこともあり、通期での既存店売上高は対前年比105.2%となりました。しかしながら、前期に95店舗の店舗閉鎖を行ったことが主要因となり、売上高は前年同期に比べ2.5%減少の68,276百万円となりました。

<卸売事業>

鮮魚卸売子会社の外部に対する売上が減少したこと等により、売上高は前年同期に比べ14.6%減少の3,461百万円となりました。

<不動産事業>

賃借店舗物件の転貸が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ10.8%増加の932百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

フランチャイズ店舗数が増加したこともあり、売上高は前年同期に比べ6.0%増加の399百万円となりました。

<その他事業>

物流子社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ26.7%増加の4,945百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
			%		%		%
	庄 や	23,135	29.2	22,327	28.6	△807	△3.5
	日 本 海 庄 や	17,465	22.0	16,350	21.0	△1,115	△6.4
	や る き 茶 屋	6,697	8.5	6,472	8.3	△224	△3.4
	う た う ん だ 村	3,926	5.0	4,536	5.8	609	15.5
	築 地 日 本 海	3,723	4.7	3,600	4.6	△122	△3.3
	築 地 寿 司 岩	1,675	2.1	1,700	2.2	25	1.5
	大 庄 水 産	273	0.3	1,408	1.8	1,135	415.2
	塩 梅	1,056	1.3	1,317	1.7	260	24.6
	中 の 濱	989	1.2	817	1.0	△172	△17.5
	榮 太 郎	1,102	1.4	587	0.8	△514	△46.7
	そ の 他	10,002	12.7	9,156	11.7	△848	△8.5
飲 食 事 業 計		70,052	88.4	68,276	87.5	△1,775	△2.5
卸 売 事 業 計		4,055	5.1	3,461	4.4	△594	△14.6
不 動 産 事 業 計		841	1.1	932	1.2	91	10.8
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 計		376	0.5	399	0.5	22	6.0
そ の 他 事 業 計		3,901	4.9	4,945	6.4	1,043	26.7
合 計		79,227	100.0	78,014	100.0	△1,212	△1.5

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は780百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が726百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が53百万円であります。なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開 店 月	店 舗 名
1	平成23年9月	吞 兵 衛 蒲 田 西 口
2	平成24年1月	愛 知 県 信 連 社 員 食 堂 栄
3	平成24年8月	大 庄 水 産 帯 広

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要する資金は、自己資金および借入金により充当しております。

#### (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成23年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、2社に関する全ての権利義務を承継いたしました。

#### (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の減速で景気の下振れリスクが強まっており、輸出や生産活動の落ち込みなどが懸念され、引き続き景気の先行き不透明感は根強い状況が続くものと思われまます。

このような状況の中で、当社グループは、赤字を脱却し、黒字転換を果たした現状における最重要な経営課題は「飲食事業での収益力の安定基盤づくり」であると認識しており、既存店対策を中心に様々な施策に取り組んでまいります。

具体的には、店舗リニューアルの強化、「Q.S.C（クオリティ、サービス、クレンリネス）」のレベルアップ、「お客様満足度の向上」に向けた社員教育の強化・徹底、こだわり食材やイベント企画の充実などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第38期 (平成21年8月期)	第39期 (平成22年8月期)	第40期 (平成23年8月期)	第41期 (平成24年8月期)
売上高(百万円)	86,867	83,711	79,227	78,014
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	1,111	△729	△814	2,059
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	△593	△1,545	△3,395	884
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△28円62銭	△79円93銭	△178円82銭	43円29銭
総資産(百万円)	53,776	52,118	52,069	50,547
純資産(百万円)	31,575	26,062	25,145	26,397
1株当たり純資産	1,521円84銭	1,473円44銭	1,243円77銭	1,269円60銭

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 業 務 内 容
	百万円	%	
株式会社 ディ・エス物流	99	100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物、水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	75.0	不動産事業および煙草・飲料等の販売
株式会社 アル ス	80	63.0	病院、事業用給食施設の運営
新潟県佐渡海洋深層水株式会社	96	100.0	飲料水等の製造・販売

## (8) 主要な事業内容 (平成24年8月31日現在)

当社の企業集団は、当社および連結子会社5社ならびに関連会社1社で構成され、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送およびその他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲 食 事 業 : 飲食店舗チェーンの展開、病院・事業用給食施設の運営
- ② 卸 売 事 業 : 生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店への食材卸
- ③ 不 動 産 事 業 : 不動産の賃貸・管理
- ④ フランチャイズ事業 : フランチャイズ店のロイヤリティ収入等の事業
- ⑤ そ の 他 事 業 : 食材等の運送、飲料水等の製造・販売

## (9) 主要拠点等 (平成24年8月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所および工場の状況

当 社 本 社	東京都品川区南大井六丁目28番12号
当 社 中 部 営 業 所	愛知県名古屋市中区駮上二丁目5番30号
当 社 物 流 セ ン タ ー	東京都品川区東品川一丁目32番15号
当 社 名 古 屋 物 流 セ ン タ ー	愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号

② 子会社の事業所および工場

株式会社ディ・エス物流本社  
米川水産株式会社本社および工場  
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社  
株式会社アルス本社  
新潟県佐渡海洋深層水株式会社本社および工場

東京都中央区勝どき四丁目5番12号  
東京都中央区勝どき四丁目5番12号  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号  
東京都大田区蒲田三丁目23番8号  
新潟県佐渡市多田960番地

③ グループ店舗

・直営店……………649店舗

・フランチャイズ店……………219店舗

都 道 府 県	直 営 店	フランチャイズ店	合 計
	店	店	店
東 京 都	264	64	328
埼 玉 県	39	91	130
神 奈 川 県	106	11	117
千 葉 県	66	11	77
愛 知 県	28	3	31
静 岡 県	22	0	22
茨 城 県	11	5	16
新 潟 県	12	2	14
長 野 県	6	8	14
群 馬 県	7	5	12
栃 木 県	0	12	12
福 井 県	8	1	9
三 重 県	7	0	7
山 梨 県	2	4	6
山 東 県	5	0	5
富 山 県	5	0	5
福 井 県	5	0	5
長 崎 県	5	0	5
宮 崎 県	4	1	5
岐 阜 県	4	0	4
青 森 県	4	0	4
石 川 県	4	0	4
大 岩 手 県	4	0	4
兵 庫 県	3	0	3
岡 山 県	3	0	3
山 形 県	2	0	2
山 東 県	2	0	2
福 井 県	2	0	2
滋 賀 県	2	0	2
京 都 府	2	0	2
廣 島 県	2	0	2
山 口 県	2	0	2
山 東 道	1	1	2
北 海 道	1	0	1
秋 田 県	1	0	1
奈 良 県	1	0	1
和 歌 山 県	1	0	1
鳥 取 県	1	0	1
香 川 県	1	0	1
愛 媛 県	1	0	1
高 知 県	1	0	1
佐 賀 県	1	0	1
熊 本 県	1	0	1
鹿 児 島 県	1	0	1
合 計	649	219	868

**(10) 使用人の状況 (平成24年8月31日現在)**

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
飲 食 事 業	3,069	△284	41.1	6.2
卸 売 事 業	142	0	41.9	9.1
不 動 産 事 業	19	3	37.7	7.3
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	10	1	55.0	20.3
そ の 他 事 業	425	17	39.8	6.7
合 計 ま た は 平 均	3,665	△263	41.0	6.4

(注) 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数4,067人（1日8時間換算）は含んでおりません。

関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

**(11) 主要な借入先および借入額 (平成24年8月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,186
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,531
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	600
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	479
株 式 会 社 り そ な 銀 行	470
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	390
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	357
株 式 会 社 千 葉 銀 行	274
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	210
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	143
株 式 会 社 伊 予 銀 行	80
株 式 会 社 常 陽 銀 行	72
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	38
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	34
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	17

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 訴訟

当社及び当社役員4名は、当社元従業員（平成19年4月1日入社）が平成19年8月に自宅で心臓性突然死により死亡したことに関し、遺族より、損害賠償金100百万円と遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起され、平成22年5月に京都地方裁判所より、損害賠償金78百万円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決が下され、また、平成23年5月に大阪高等裁判所より、当社らの控訴を棄却する判決が下されました。

当社としては、大阪高等裁判所の判決において示された安全配慮義務違反、業務の起因性ならびに役員に関する証拠採用、および法律の解釈は適正なものとは考えられず、平成23年6月8日付で最高裁判所に上告および上告受理申し立てをしております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年8月31日現在）

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株        |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,198,962株        |
|              | （自己株式 513,054株を含む） |
| (3) 株主数      | 21,815名            |
| (4) 大株主の状況   |                    |

株主名	持株数	出資比率
株式会社宇宙	5,514 千株	26.7 %
サントリービア&スピリッツ株式会社	2,843	13.7
平辰	1,007	4.9
アサヒビール株式会社	967	4.7
大庄従業員持株会	610	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	576	2.8
株式会社三井住友銀行	429	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	420	2.0
大庄取引先持株会	303	1.5
麒麟麦酒株式会社	229	1.1

(注) 上記大株主には、自己株式（513,054株）は含まれておりません。  
また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項（平成24年8月31日現在）

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成24年8月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 辰	社 長 兼営業統括本部長	米川水産(株) 代表取締役社長 (株)ディ・エス物流 代表取締役会長 (株)アルス 代表取締役会長 新潟県佐渡海洋深層水(株) 代表取締役社長 協同組合庄や和食グループ 理事長 (株) 宇 宙 取 締 役
専務取締役	石 村 公 一	物流統括本部長 兼物流営業本部長 兼物流企画室長	
専務取締役	水 野 正 嗣	管理統括本部長 兼管理本部長	新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株) アル ス 監 査 役
専務取締役	寺 田 徹 郎	営業本部長 兼第三支社長 兼第六支部長	
常務取締役	林 田 泰 徳	第一支社長 兼第二支部長	
常務取締役	平 了 寿	営業戦略本部長	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 常務取締役
取 締 役	新 井 哲	第四支社長 兼第八支部長 兼東北店舗部長	
取 締 役	平 博	第五支社長	
取 締 役	平 山 等	人事・情報本部長	
取 締 役	西 田 達 治	第二支社長兼 第三支部長	
取 締 役	木目田 裕		西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー） 楽天証券株式会社 社外取締役 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
常勤監査役	佐々木 芳 広		(株)ディ・エス物流 監査役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 監査役
監 査 役	中 條 高 徳		(株)アサヒビジネスプロデュース 社外監査役
監 査 役	長 岡 勝 美		税理士法人 長岡会計 社員
監 査 役	丸 山 紘 史		(株) アル ス 監 査 役
監 査 役	松 田 繁		松田公認会計士事務所 代表 小津産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役木目田裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち中條高德、長岡勝美および松田繁は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役長岡勝美は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役松田繁は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 社外取締役木目田裕および社外監査役長岡勝美、松田繁につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。  
 6. 平成23年11月25日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しております。

就任	取締役	西田達治
退任	取締役	稲葉繁寿
就任	監査役	佐々木芳広
就任	監査役	丸山紘史
就任	監査役	松田繁
退任	監査役	衛藤昌平
退任	監査役	一言善雄

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	237百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	24百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (5名)	261百万円 (15百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額12百万円を支払っております。  
 2. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)  
 3. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)  
 4. 上記のほか、平成23年11月25日の定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金(取締役1名 18百万円、監査役1名 3百万円、社外役員1名 0百万円)を支給しております。  
 5. 上記には、平成23年11月25日の定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名、社内監査役1名、社外監査役1名を含んでおります。  
 6. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) 社外役員の状況

- ① 他の法人等における業務執行取締役等、社外役員の兼務の状況（平成24年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行取締役等、社外役員の兼務の状況
取 締 役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー） 楽天証券株式会社 社外取締役 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
監 査 役	中 條 高 徳	(株)アサヒビジネスプロデュース 社外監査役
監 査 役	長 岡 勝 美	税理士法人 長岡会計 社員
監 査 役	松 田 繁	松田公認会計士事務所 代表 小津産業株式会社 社外監査役

(注) 上記社外役員が業務執行取締役等、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	木目田 裕	当事業年度開催の取締役会においては、16回中、16回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定における妥当性・適法性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	中 條 高 徳	当事業年度開催の取締役会においては、16回中、7回に出席し、監査役会においては14回中、7回に出席し、経営者としての豊富な経験や高い見識から適宜質問・助言を行っております。
監 査 役	長 岡 勝 美	当事業年度開催の取締役会においては、16回中、15回に出席し、監査役会においては14回中、14回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から適宜質問・助言を行っております。
監 査 役	松 田 繁	当事業年度開催の取締役会においては、就任後開催された11回中、10回に出席し、監査役会においては10回中、10回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から適宜質問・助言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31,500千円
- (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 31,500千円
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定に関しては、会社法第340条第1項に照らし合わせて判断いたします。

- (注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行します。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。運営に当たっては、経営上の重要な事項については弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図っております。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行します。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持しております。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存しております。また電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理をしております。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報の作成、保存、管理状況について、監査役が監査します。

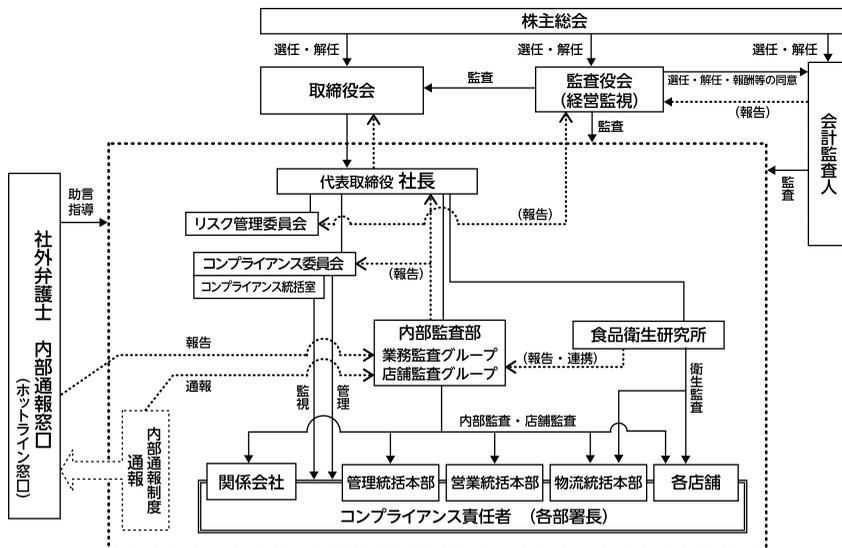
(3) 損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応しております。
    - イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
    - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
    - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
  - ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
  - ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより業績に重大な損失を被るリスク
  - ヘ. 自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク
  - ト. その他の経営に重大な影響を被るリスク
- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制にしております。また、内在する個々のリスクについては管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図っております。
  - ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図っております。  
また、リスク管理委員会を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定、および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行しております。

- ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測事態発生時には直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築しております。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務執行が効率的に実行されることを前提として「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については必要に応じて随時取締役会を開催しております。
- ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定しております。
- ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努めております。
- (5) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努めております。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織としてコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高めることにしております。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制をとっております。
- ④ コンプライアンス教育・指導は、研修制度にカリキュラムを折り込み実施しております。
- また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図っております。
- ⑤ 法令・定款違反行為、コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置しており、早期に問題点の対応を図ることとしております。なお、運営に当たっては情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応しております。
- (6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進しております。また、グループ会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努めております。

- ② グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告、決裁等を基本に管理を行っております。また、当社の内部監査部が定期的に監査を行うとともに、必要に応じて経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、関係各部がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努めております。
  - ③ グループ会社の月次会議を毎月開催し、計画と実績面の検証の他、月次における適正な業務処理の改善を実施しております。
  - ④ 親会社監査役は、関係会社監査役との連携を密にし、関係会社各社の内部統制システムの有効性について定期的に検証します。また、グループ会社に法令定款違反行為、コンプライアンスに関する重要な事実が発見された場合は、親会社の常勤監査役に報告を行うとともに、早期に適切な改善を図ることにしております。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人については、監査役求めに応じ、当社の使用人から監査役補助者を任命することにしております。運営に当たっては、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、その人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保します。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項等については「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について速やかに監査役に報告する体制を構築しております。  
また定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、監査役は各種会議へ出席し報告を受けるとともに意見を述べる体制としております。
  - ② 監査役が資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保しております。  
監査役は、代表取締役や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高めております。

## <コーポレートガバナンス図>



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたく考えております。

当期末の配当金につきましては、当社を取り巻く経営環境と黒字転換した当期業績を総合的に勘案した結果、前期末に比べて1株当たり2円増配の8円とさせていただきます。これにより、中間配当金として1株当たり5円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は13円となります。

## 連結貸借対照表

(平成24年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>15,609</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,294</b>
現金及び預金	11,339	買掛金	2,414
売掛金	2,410	短期借入金	3,265
商品及び製品	444	1年以内返済予定長期借入金	2,004
仕掛品	0	1年以内償還予定社債	675
原材料及び貯蔵品	184	リース債務	543
前払費用	763	未払払金	2,729
繰延税金資産	554	未払法人税等	345
その他	194	未払消費税等	368
貸倒引当金	△281	賞与引当金	234
		株主優待引当金	95
		店舗閉鎖損失引当金	29
		訴訟損失引当金	78
		資産除去債務	16
		その他	494
<b>固定資産</b>	<b>34,937</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,855</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,288</b>	社債	3,732
建物及び構築物	8,527	長期借入金	2,618
機械装置及び運搬具	285	リース債務	1,067
工具・器具及び備品	748	退職給付引当金	1,219
土地	9,256	役員退職慰労引当金	504
リース資産	1,451	受入保証金	555
建設仮勘定	18	資産除去債務	1,143
<b>無形固定資産</b>	<b>1,114</b>	その他	12
借地権	913	<b>負債合計</b>	<b>24,149</b>
リース資産	27	<b>純資産の部</b>	
その他	174	<b>株主資本</b>	<b>26,636</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,534</b>	資本金	8,626
投資有価証券	167	資本剰余金	9,908
出資金	6	利益剰余金	8,704
長期貸付金	49	自己株式	△602
差入保証金	7,447	その他の包括利益累計額	△375
敷金	4,396	その他有価証券評価差額金	61
繰延税金資産	1,266	土地再評価差額金	△436
その他	414	<b>少数株主持分</b>	<b>136</b>
貸倒引当金	△215	<b>純資産合計</b>	<b>26,397</b>
<b>資産合計</b>	<b>50,547</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>50,547</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		78,014
売上原価		27,697
売上総利益		50,317
販売費及び一般管理費		48,086
営業利益		2,230
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
貸倒引当金戻入額	28	
受取保険金	19	
その他	93	145
営業外費用		
支払利息	169	
貸倒引当金繰入額	21	
その他	126	316
経常利益		2,059
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取補償金	108	114
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	140	
減損損失	459	
店舗関係整理損	62	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	0	668
税金等調整前当期純利益		1,505
法人税、住民税及び事業税		280
法人税等調整額		368
少数株主損益調整前当期純利益		856
少数株主損失		27
当期純利益		884

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年9月1日残高	8,626	9,908	8,141	△1,304	25,370
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△223		△223
当 期 純 利 益			884		884
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△97		702	605
自己株式処分差損の振替		97	△97		-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	563	702	1,265
平成24年8月31日残高	8,626	9,908	8,704	△602	26,636

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計		
平成23年9月1日残高	46	△436	△390	164	25,145
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△223
当 期 純 利 益					884
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					605
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	14		14	△28	△13
連結会計年度中の変動額合計	14	-	14	△28	1,252
平成24年8月31日残高	61	△436	△375	136	26,397

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 5 社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)アルス

新潟県佐渡海洋深層水(株)

なお、(株)イズ・プランニングおよび(株)壽司岩は、当連結会計年度において、(株)大庄を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の名称……………該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、(株)バナナリーフを清算し、非連結子会社から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 …………… 1 社

- (2) 持分法を適用した関連会社の名称 …………… (株)エム・アイ・プランニング

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社 …………… 該当事項はありません。

および関連会社の名称

なお、当連結会計年度において、(株)バナナリーフを清算し、持分法適用外の非連結子会社から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商	品	
冷	凍	食 品
冷凍食品以外の商品		総平均法
製品および仕掛品		最終仕入原価法
原材料および貯蔵品		総平均法
		最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - ⑥ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
  - ⑦ 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式により処理しております。

## (表示方法の変更)

### 連結損益計算書

営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前連結会計年度2百万円)は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

## (追加情報)

### 会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	277百万円
機械装置及び運搬具	211百万円
土地	2,234百万円
合計	2,723百万円

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,590百万円
1年以内返済予定長期借入金	22百万円
長期借入金	35百万円
合計	1,647百万円

#### (3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額……………28,999百万円

### 3. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △89百万円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 21,198,962株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成23年11月25日 定時株主総会	普通株式	120	6.00	平成23年8月31日	平成23年11月28日
平成24年4月12日 取締役会	普通株式	103	5.00	平成24年2月29日	平成24年5月21日
計		223			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成24年11月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額…………… 165百万円
- ② 1株当たり配当額…………… 8円
- ③ 基準日…………… 平成24年8月31日
- ④ 効力発生日…………… 平成24年11月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,339	11,339	-
(2) 売掛金	2,410	2,410	-
(3) 投資有価証券	167	167	-
(4) 差入保証金	7,447	7,263	△184
(5) 敷金	4,396	4,287	△109
資産計	25,762	25,468	△293
(1) 買掛金	2,414	2,414	-
(2) 短期借入金	3,265	3,265	-
(3) 未払金	2,729	2,729	-
(4) 社債	4,407	4,440	32
(5) 長期借入金	4,622	4,597	△25
負債計	17,439	17,447	7

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

- (4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[[3]投資有価証券]には含めておりません。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,269円60銭
2. 1株当たり当期純利益	43円29銭

## (その他の注記)

### 1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	1,219百万円
② 退職給付引当金	1,219百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

① 退職給付費用	240百万円
② 勤務費用	162百万円
③ 利息費用	17百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	60百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	1.5%
② 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
③ 数理計算上の差異の処理年数	

発生年度に一括して費用処理しております。

### 2. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	291百万円
貸倒引当金	99百万円
賞与引当金	90百万円
未払事業税	38百万円
株主優待引当金	36百万円
未払事業所税	32百万円
訴訟損失引当金	29百万円
店舗閉鎖損失引当金	11百万円
資産除去債務	6百万円

その他	33百万円
繰延税金資産小計	670百万円
評価性引当額	△115百万円
繰延税金資産合計	555百万円
繰延税金負債	
債権債務の相殺消去に係る貸倒引当金の減額修正	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	554百万円
(固定資産)	
繰延税金資産	
繰越欠損金	721百万円
退職給付引当金	435百万円
資産除去債務	410百万円
減価償却超過額	368百万円
減損損失（非償却資産）	287百万円
役員退職慰労引当金	181百万円
土地再評価差額金	155百万円
投資有価証券評価損	113百万円
貸倒引当金	65百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	2,749百万円
評価性引当額	△1,304百万円
繰延税金資産合計	1,445百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△144百万円
その他有価証券評価差額金	△34百万円
繰延税金負債合計	△178百万円
繰延税金資産の純額	1,266百万円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正  
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年9月

1日に開始する連結会計年度から平成26年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は128百万円減少し、法人税等調整額が133百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円それぞれ増加しております。

### 3. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	494百万円
減価償却累計額相当額	399百万円
減損損失累計額相当額	37百万円
期末残高相当額	57百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	47百万円
1年超	22百万円
合計	69百万円

リース資産減損勘定の残高 12百万円

未経過リース料期末残高相当額等は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	97百万円
リース資産減損勘定の取崩額	17百万円
減価償却費相当額	79百万円
減損損失	-百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内 280百万円

1年超 969百万円

---

合 計 1,250百万円

#### 4. 企業結合等に関する注記

##### 共通支配下の取引等

(1) 対象となった企業の名称およびその事業の内容

企業の名称 株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩

事業の内容 主として飲食事業

(2) 企業結合日

平成23年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

株式会社大庄

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の100%子会社であった株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は、飲食事業を主とした事業展開を行っていましたが、当社グループ全体として経営資源の集中により効率化を図ることでグループ競争力の強化と収益力の向上を目指すため、吸収合併することといたしました。

(6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年10月17日

株式会社 大 庄

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、ほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年10月24日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役	佐々木 芳 広	(印)
社外監査役	中 條 高 徳	(印)
社外監査役	長 岡 勝 美	(印)
監査役	丸 山 紘 史	(印)
社外監査役	松 田 繁	(印)

以 上

# 貸借対照表

(平成24年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>13,326</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,619</b>
現金及び預金	10,364	買掛金	2,055
売掛金	1,339	短期借入金	2,500
商品及び製品	299	1年以内返済予定借入金	1,910
仕掛品	0	1年以内償還予定社債	675
材料及び貯蔵品	165	リース債	542
前払費用	739	未払金	2,490
繰延税金資産	501	未払法人税等	317
その他の資産	174	未払消費税等	327
貸倒引当金	△256	賞与引当金	149
		株主優待引当金	95
		店舗閉鎖損失引当金	29
		訴訟損失引当金	78
		資産除去債務	16
		その他	430
<b>固定資産</b>	<b>34,577</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,329</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,922</b>	社債	3,732
建物	8,152	長期借入金	2,474
機械及び装置	191	リース債	1,065
工具・器具及び備品	744	退職給付引当金	1,089
土地	8,355	役員退職慰労引当金	466
リース資産	1,450	受入保証金	385
建設仮勘定	14	資産除去債務	1,103
その他	13	その他	12
<b>無形固定資産</b>	<b>1,103</b>	<b>負債合計</b>	<b>21,948</b>
借地権	913	<b>純資産の部</b>	
その他	189	<b>株主資本</b>	<b>26,330</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,552</b>	資本剰余金	8,626
投資有価証券	167	資本剰余金	9,908
関係会社株式	1,507	資本準備金	9,908
長期貸付金	46	利益剰余金	8,396
長期前払費用	96	利益準備金	176
差入保証金	7,042	その他利益剰余金	8,219
敷金	4,377	別途積立金	7,109
繰延税金資産	1,215	繰越利益剰余金	1,109
その他の資産	284	自己株式	△600
貸倒引当金	△185	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△375</b>
		その他有価証券評価差額金	61
		土地再評価差額金	△436
<b>資産合計</b>	<b>47,903</b>	<b>純資産合計</b>	<b>25,955</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>47,903</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		69,419
売上原価		20,660
売上総利益		48,758
販売費及び一般管理費		46,678
営業利益		2,080
営業外収益		
受取利息及び配当金	15	
貸倒引当金戻入額	28	
受取保険金	19	
その他	78	142
営業外費用		
支払利息	159	
貸倒引当金繰入額	17	
その他	113	290
経常利益		1,932
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取補償金	108	
抱合せ株式消滅差益	172	286
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	136	
減損損失	411	
店舗関係整理損	49	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	0	603
税引前当期純利益		1,615
法人税、住民税及び事業税		220
法人税等調整額		372
当期純利益		1,023

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成23年9月1日から  
平成24年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成23年9月1日残高	8,626	9,908	-	9,908
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△97	△97
自己株式処分差損の振替			97	97
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成24年8月31日残高	8,626	9,908	-	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成23年9月1日残高	176	10,109	△2,592	7,694	△1,303	24,925
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		△3,000	3,000	-		-
剰余金の配当			△223	△223		△223
当期純利益			1,023	1,023		1,023
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分					702	605
自己株式処分差損の振替			△97	△97		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△3,000	3,702	702	702	1,404
平成24年8月31日残高	176	7,109	1,109	8,396	△600	26,330

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成23年9月1日残高	46	△436	△390	24,535
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				△223
当期純利益				1,023
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				605
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	14		14	14
事業年度中の変動額合計	14	-	14	1,419
平成24年8月31日残高	61	△436	△375	25,955

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

###### ① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ② 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (7) 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。

### (表示方法の変更)

#### 損益計算書

営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前事業年度2百万円)は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

## (追加情報)

会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 28,619百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

土地	1,349百万円
計	1,349百万円
  - (2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,200百万円
計	1,200百万円
  - (3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。
3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 ……………	2百万円
関係会社に対する短期金銭債務 ……………	415百万円
関係会社に対する長期金銭債務 ……………	76百万円
4. 取締役に対する金銭債権 …………… 56百万円
5. 旧(株)榮太郎（平成15年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△89百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引

(イ)売 上 高 ..... 152百万円

(ロ)仕 入 高 等 ..... 5,158百万円

営業取引以外の取引高 ..... 17百万円

2. 固定資産売却益は、日本海庄や王子店を売却したことに伴うものであります。

3. 固定資産売却損は、日本海庄や立川北口店を売却したことに伴うものであります。

4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物 ..... 78百万円

機械及び装置 ..... 16百万円

工具・器具及び備品 ..... 19百万円

その他 ..... 22百万円

合計 ..... 136百万円

5. 店舗関係整理損の主なものは、瀬戸内海庄や広島胡町店の閉店等に伴うものであります。

6. 当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都他 (27件)	店舗資産	建物及び構築物	296百万円
		その他	70百万円
	賃貸資産	建物及び構築物	45百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式	1,112,940株	114株	600,000株	513,054株
合 計	1,112,940株	114株	600,000株	513,054株

(変動事由の概要)

自己株式の増加114株は、単元未満株式の買取による増加114株であります。自己株式の減少600,000株は、第三者割当による自己株式の処分による減少600,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
繰越欠損金	286百万円
貸倒引当金	91百万円
賞与引当金	56百万円
未払事業税	36百万円
株主優待引当金	36百万円
未払事業所税	31百万円
訴訟損失引当金	29百万円
店舗閉鎖損失引当金	11百万円
資産除去債務	6百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	615百万円
評価性引当額	△114百万円
繰延税金資産合計	501百万円
繰延税金資産の純額	501百万円

(固定資産)

繰延税金資産	
繰越欠損金	690百万円
資産除去債務	395百万円
退職給付引当金	394百万円
減価償却超過額	367百万円
減損損失（非償却資産）	273百万円
役員退職慰労引当金	166百万円
土地再評価差額金	155百万円
関係会社株式評価損	113百万円
貸倒引当金	56百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	2,622百万円
評価性引当額	△1,237百万円
繰延税金資産合計	1,384百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△135百万円
その他有価証券評価差額金	△34百万円
繰延税金負債合計	△169百万円
繰延税金資産の純額	1,215百万円

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年9月1日に開始する事業年度から平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は128百万円減少し、法人税等調整額が132百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円それぞれ増加しております。

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

#### 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	452百万円
減価償却累計額相当額	358百万円
減損損失累計額相当額	37百万円
期末残高相当額	56百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	46百万円
1年超	22百万円
合計	69百万円

リース資産減損勘定の残高 12百万円

未経過リース料期末残高相当額等は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	91百万円
リース資産減損勘定の取崩額	17百万円
減価償却費相当額	73百万円
減損損失	－百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	53百万円
1年超	60百万円
合 計	114百万円

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### 関連当事者との取引

- (1) 親会社および法人主要株主等  
該当取引はありません。
- (2) 子会社および関連会社等  
該当取引はありません。
- (3) 兄弟会社等  
該当取引はありません。
- (4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員および個人主要株主	平辰	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 4.9	店舗の賃借	第一ビル賃借	51	差入保証金	56
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)エム・アイ・プランニング	東京都葛飾区	10	飲料類の販売	当社所有 直接 20.0	飲料類の購入	商品仕入	824	買掛金	64

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルの賃借については、不動産鑑定士の鑑定評価による公正な価額により取引をしております。
- 2 (株)エム・アイ・プランニングは当社代表取締役平辰の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- 3 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 4 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 1,254円72銭
2. 1株当たり当期純利益…………… 50円10銭

## (企業結合等に関する注記)

### 共通支配下の取引等

- (1) 対象となった企業の名称およびその事業の内容

企業の名称 株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩  
事業の内容 主として飲食事業

- (2) 企業結合日

平成23年9月1日

- (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

- (4) 企業結合後の名称

株式会社大庄

- (5) その他取引の概要に関する事項

当社の100%子会社であった株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は、飲食事業を主とした事業展開を行っていましたが、当社グループ全体として経営資源の集中により効率化を図ることでグループ競争力の強化と収益力の向上を目指すため、吸収合併することといたしました。

- (6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年10月17日

株式会社 大 庄  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行います。当期の期末配当につきましては、今後の営業基盤強化と事業展開を勘案し、内部留保による資本充実に図るとともに、株主の皆様のご支援にお応えすべく、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 165,487,264円

この結果、期末配当は、前期末に比べ1株あたり2円増配となります。これにより中間配当金（1株につき5円）を含めました当期の年間配当金は1株につき13円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年11月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1.提案の理由

(1)弊社が東京都墨田区東向島に所有している土地において、新たにサービス付高齢者向け住宅事業を行うことを計画しております。よって現行定款第2条（目的）に第24号から第40号を追加するものであります。

(2)一昨年に取得した東京都足立区入谷の北部流通業務団地内の土地において、将来的に物流センター建設を予定しております。同センターにて卸売事業の拡大を展望しておりますが、付随して倉庫業を計画しております。よって現行定款第2条（目的）に第41号を追加するものであります。

## 2.変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 (条文省略) 1. ~23. (記載省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~23. (現行どおり)</p> <p><u>24.サービス付き高齢者向け住宅の設置経営及び管理業務</u></p> <p><u>25.有料老人ホームの設置経営</u></p> <p><u>26.軽費老人ホーム等の設置経営</u></p> <p><u>27.高齢者向けの生活支援サービス事業</u></p> <p><u>28.給食事業及び配食サービス事業</u></p> <p><u>29. (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u> <u>(2) 介護保険法に基づく以下の居宅サービス事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>①訪問介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>②訪問入浴介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>③訪問看護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>④訪問リハビリテーション</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑤通所介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑥福祉用具貸与</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑦特定福祉用具販売</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑧特定施設入居者生活介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑨短期入所生活介護</u></p> <p><u>(3) 介護保険法に基づく以下の介護予防サービス事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>①介護予防訪問介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>②介護予防訪問入浴介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>③介護予防訪問看護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>④介護予防訪問リハビリテーション</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑤介護予防通所介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑥介護予防福祉用具貸与</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑦介護予防特定福祉用具販売</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑧介護予防特定施設入居者生活介護</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑨介護予防短期入所生活介護</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>24.前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(4) 介護保険法に基づく以下の地域密着型サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①夜間対応型訪問介護</li> <li>②認知症対応型通所介護</li> <li>③小規模多機能型居宅介護</li> <li>④認知症対応型共同生活介護</li> <li>⑤地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul> <p>(5) 介護保険法に基づく以下の地域密着型介護予防サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>③介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>30.介護保険法適用外の居宅介護サービス事業</p> <p>31.障害者自立支援法に基づく相談支援事業</p> <p>32.障害者自立支援法に基づく移動支援事業</p> <p>33.障害者自立支援法に基づくその他生活支援事業</p> <p>34.身体障害者福祉法に基づく居宅介護事業</p> <p>35.知的障害者福祉法に基づく居宅介護事業</p> <p>36.高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業</p> <p>37.上記各事業を行なう施設の運営、開発、管理業務</p> <p>38.労働者の派遣、紹介及び斡旋に関する事業</p> <p>39.介護事業における一般事務の受託</p> <p>40.高齢者事業及び介護事業の運営に係るコンサルティング業</p> <p>41.倉庫業および倉庫の賃貸</p> <p>42. (現行第24号のとおり)</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

現在の取締役、水野正嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">みずの まさつぐ 水野 正嗣 (昭和27年12月29日生)</p>	<p>昭和51年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行                      平成15年6月 同行日本橋東法人営業部長                      平成17年11月 同行出向、当社管理本部副本部長                      平成18年11月 当社取締役管理本部長                      平成19年11月 当社常務取締役管理本部長兼コンプライアンス統括室長                      平成19年11月 (株)アルス監査役(現任)                      平成20年4月 新潟県佐渡海洋深層水(株)取締役(現任)                      平成22年9月 当社専務取締役管理本部長                      平成23年8月 当社専務取締役管理統括本部長兼管理本部長(現任)</p>	<p style="text-align: center;">2,000株</p>

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 第41回定時株主総会会場案内図

- 会 場：東京都品川区北品川四丁目7番36号  
ホテルラフォーレ東京 地下1階 御殿山ホール
- 交 通：(電車) JR・品川駅高輪口より 徒歩約10分  
京浜急行・北品川駅より 徒歩約5分  
(都営バス) JR品川駅(高輪口)発御殿山ガーデン行  
約3分(無料)※⑥番乗り場  
JR五反田駅(東口)発六本木ヒルズ循環  
約8分 御殿山下車

